

豊前市立新設中学校整備事業設計業務 公募型プロポーザル 質問回答書

令和5年6月9日回答

	項目	質問	回答
1	ホームページ、様式 1 業務名	ホームページ、様式 1 の業務名は「豊前市立新設中学校整備事業設計業務」、その他は「豊前市立新設中学校整備事業設計業務委託」です。後者が正と考えてよろしいでしょうか。ご指示ください。	「豊前市立新設中学校整備事業設計業務委託」を正とします。
2	実施要領 4 参加資格【単体事業者又は構成員の共通要件】(1)	2 者 JV の場合、2 者共当該名簿に登録されていないのではありませんでしょうか。ご指示ください。	お見込みのとおりです。
3	実施要領 4 参加資格【単体事業者又は代表事業者の共通要件】(3)	管理技術者と意匠主任担当技術者が所属していることとありますが、意匠主任担当技術者の方は構成員(代表事業者以外)から選出することは可能でしょうか。ご指示ください。	管理技術者、意匠主任担当技術者共に代表事業者に所属している必要があります。
4	提出書類等作成要領 2(2)提出部数、様式 1、3、4	各様式に「印」とありますが提出部数 17 部のうち正本 1 部のみ朱印で副本 16 部はコピー(白黒又はカラー)でよろしいでしょうか。ご指示ください。	お見込みのとおりです。
5	提出書類等作成要領 2(3)カ(様式 6)、様式 6-1、6-2、6-3、6-4、6-5	提出書類等作成要領 2-(3)-カ(様式 6)には直接かつ恒常的な雇用関係が 3 ヶ月以上あることを証明する資料の添付となっていますが様式 6-1、6-2 には添付とあり様式 6-3、6-4、6-5 にはありません。様式 6-3、6-4、6-5 には不要と考えてよろしいでしょうか。ご指示ください。	お見込みのとおりです。

令和5年6月12日回答

6	提出書類等作成要領 2p	「JVの場合は、各構成員の実績をJVの実績とみなすこととする。」と記載がありますが、各社で様式5（業務実績書）を作成する必要があるということでしょうか。あるいは、業務実績として、JV構成員の実績も認められるという認識で宜しいでしょうか。	業務実績としてJV構成員の実績を記載することができます。各構成員が様式5を作成する必要はありません。
7	実施要領 7p 14 その他留意事項	本業務受託者の配置予定技術者が、本市の他の学校再編成に係る業務にて業務期間が完了している場合は、重複しないと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	提出書類等作成要領 2p カ	雇用を証明する書類の提出は、協力事務所の担当者についても必要でしょうか。	雇用を証明する書類の提出は、管理技術者と意匠主任担当技術者のみ求めます。その他の主任担当技術者については提出不要です。
9	提出書類等作成要領 2p カ	発注者から技術者届や体制表の提出を求められなかった業務を実績として用いる場合、従事証明は自社発行による証明書でも問題ないでしょうか。	任意の従事証明書で構いません。業務名、携わった立場、氏名を記載し、代表者の記名押印のうえ、提出してください。